

NCB リサーチ&コンサルティング会員規約新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条（会員規約の適用）</p> <p>この規約は、(株)NCBリサーチ&コンサルティング(以下「弊社」という)と「会員」との間において、弊社が会員に対して提供する各種サービスの利用について適用するものとします。</p> <p>会員とは弊社、株式会社西日本シティ銀行（以下、西日本シティ銀行という）、株式会社長崎銀行（以下、長崎銀行という）のいずれかが入会申し込みを受理した後、入会を承認した企業・団体・個人をいいます。</p> <p>各種サービスには、弊社が西日本シティ銀行、株式会社ココペリ（以下、ココペリ社という）と協働で運営する「西日本 FH Big Advance」および弊社が長崎銀行、西日本シティ銀行、ココペリ社と協働で運営する「長崎 Big Advance」を含めます。</p> <p>なお、「西日本 FH Big Advance」および「長崎 Big Advance」を利用する会員については、別途定める Big Advance 会員規約が適用されるものとします。</p> <p>ただし、「弊社が提供するサービス」と「西日本 FH Big Advance」Web サイト又は「長崎 Big Advance」Web サイトから同時に申し込む場合、本規約の第7条、第8条、第9条、第10条及び第15条については、別途定める Big Advance 会員規約が優先して適用されるものとします。</p>	<p>第1条（会員規約の適用）</p> <p>この規約は、(株)NCBリサーチ&コンサルティング(以下「弊社」という。)と会員との間の<u>会員契約に適用するものとします。</u></p> <p><u>なお、会員が第3条2.および3.記載のサービスを利用する場合は、「Big Advance 会員規約」が適用されるものとします。</u></p>
<p>第3条（提供する情報・内容）</p> <p>弊社が会員に対して提供するサービス(一部有料)は以下の通りとします。なお、サービスの内容については会員の承諾を得ることなく、追加・変更・削除することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 弊社が顧客に提供する以下のサービス <ol style="list-style-type: none"> A. 弊社ホームページの会員専用ページでの情報提供サービス B. 経営一般、法律、税務、人事・賃金等に関する経営相談 C. 経済、金融、地域動向等情報の提供 D. 弊社主催の各種セミナーの受講料の割引 E. 信用調査を特別割引価格で斡旋 F. 企業研修会や講演会への講師派遣 G. 各種通信教育講座の特別割引価格での斡旋 H. 経営や社員教育に役立つDVD・ビデオの無料貸出 I. 貸会議室利用の会員特別価格 J. 経営情報誌「飛翔」を無料送付 K. 「飛翔」同封サービス(ビジネス情報便)の利用 L. NCBビジネス情報Webの提供 M. 団体損害保険の案内 ※弊社はこの案内のため会員契約情報を取扱代理店西日本ユウコー商事(株)と共同利用できるものとします。 2. 弊社が西日本シティ銀行およびココペリ社と協働で提供するサービス <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ「西日本 FH Big Advance」において提供する全てのサービス 3. 弊社が長崎銀行、西日本シティ銀行およびココペリ社と協働で提供するサービス <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ「長崎 Big Advance」において提供する全てのサービス 	<p>第3条（提供する情報・内容）</p> <p>弊社が会員に対して提供するサービス(一部有料)は以下の通りとします。なお、サービスの内容については会員の承諾を得ることなく、追加・変更・削除することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 弊社が顧客に提供する以下のサービス <ol style="list-style-type: none"> A. 弊社ホームページの会員専用ページでの情報提供サービス B. 経営一般、法律、税務、人事・賃金等に関する経営相談 C. 経済、金融、地域動向等情報の提供 D. 弊社主催の各種セミナーの受講料の割引 E. 信用調査の特別割引価格での斡旋 F. 企業研修会や講演会への講師派遣 G. 各種通信教育講座の特別割引価格での斡旋 H. <u>経営や社員教育に役立つDVDの無料貸出</u> I. <u>貸会議室利用の会員特別価格適用</u> J. <u>経営情報誌「飛翔」の無料送付</u> K. 「飛翔」同封サービス(ビジネス情報便)の利用 L. 団体損害保険の案内（弊社はこの案内のため会員契約情報を取扱代理店西日本ユウコー商事(株)と共同利用できるものとします。） 2. 弊社が株式会社西日本シティ銀行（以下、「西日本シティ銀行」という。）および株式会社ココペリ（以下、「ココペリ社」という。）と協働で提供するサービス <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ「西日本 FH Big Advance」において提供する全てのサービス 3. 弊社が株式会社長崎銀行（以下、「長崎銀行」という。）、西日本シティ銀行およびココペリ社と協働で提供するサービス <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ「長崎 Big Advance」において提供する全てのサービス

現 行	改 正 後
<p>第5条（入会の承認）</p> <p>弊社は、この会員規約を承認して入会申し込みした者に対して、必要な手続きを経た後に入会を承認するものとします。</p> <p>弊社が入会の承認をした者に対しては、パスワード（会員番号）を発行するものとします。</p>	<p>第5条（入会の承認）</p> <p>弊社は、この会員規約を承認して、<u>弊社、西日本シティ銀行、長崎銀行のいずれかに入会の申込みをした法人（団体を含む。以下同じ。）・個人に対して、必要な手続きを経た後に入会を承認するものと</u>します。</p> <p>弊社が入会の承認をした者に対しては、<u>会員番号およびパスワード</u>を発行するものとします</p>
<p>第7条（有効期間）</p> <p>会員資格の有効期間（以下「会員期間」という）は、所定の入会申込書の提出および次条に定める年会費の払い込みが完了した日からその日が属する月の1日から1年間経過した日までとします。</p> <p>ただし、当該申込書の提出があった日から年会費の払い込みを完了する日までの期間（入会申込書を弊社が受付けた日の属する月の翌月を限度とする。）は会員資格を有しないが、弊社が認める場合に限り、本規約第3条の4号と5号に規定するサービスを受けることができるものとします。</p> <p>また、退会の申し出がない限り、会員期間は1年毎の自動更新するものとします。</p>	<p>第7条（有効期間）</p> <p>会員資格の有効期間（以下「会員期間」という）は、所定の入会申込書の提出および次条に定める年会費の払い込みが完了した日からその日が属する月の1日から1年間経過した日までとします。</p> <p>ただし、当該申込書の提出があった日から年会費の払い込みを完了する日までの期間（入会申込書を弊社が受付けた日の属する月の翌月を限度とする。）は<u>会員資格を有しないが、本規約第3条に規定するサービスを受けることができるものと</u>します。</p> <p>また、退会の申し出がない限り、会員期間は1年毎の自動更新されるものとします。</p>
<p>第8条（年会費）</p> <p>会員は、弊社に対し、弊社が定める所定の年会費を弊社が承認した方法により支払うものとします。年会費は申込者（2年目以降は会員、以下「会員等」という。の住所、居所または事務所、事業所の所在地（本社が福岡県外にあっても、申込者が福岡県内の事業所である場合の所在地は福岡県内とする。）あるいは年会費納入のための振替預金口座を有する西日本シティ銀行・長崎銀行本支店の住所のいずれかが福岡県外にある場合（県外会員）は20,000円（消費税別）とし、その他の場合（県内会員）は、30,000円（消費税別）とします。</p> <p>なお経済情勢等により年会費の額を変更する場合は、会員に対し会員期間の最終月（以下「満期月」という。）の前月までに書面により通知するものとします。</p>	<p>第8条（年会費）</p> <p>会員は、弊社に対し、<u>弊社が定める年会費</u>を弊社が承認した方法により支払うものとします。</p> <p><u>年会費は、(i)会員の入会申込時における住所（個人事業者の場合は入会申込書記載の事業所の所在地、法人の場合は入会申込書記載の本店または支店その他事業所の所在地）、(ii)年会費振替預金口座を有する西日本シティ銀行または長崎銀行の本支店所在地のいずれかが福岡県外にある場合は、20,000円（消費税別）とし、その他の場合は30,000円（消費税別）と</u>します。</p> <p>なお、<u>弊社は経済情勢等により年会費の額を変更できるものと</u>し、<u>この場合は、会員に対し会員期間の最終月（以下「満期月」という。）の前月までに書面により通知するものと</u>します。</p>
<p>第10条（更新及び年会費案内）</p> <p>2年目以降の満期到来の会員に対しては、満期月に次年度の会員更新のお願いと年会費支払いのご案内を、書面にて通知するものとします。</p>	<p>第10条（更新および年会費案内）</p> <p>弊社は、退会の申し出のない会員に対し、満期月に更新および次年度の年会費支払のご案内を、書面にて通知するものとします。</p>
<p>第12条（会員番号等の管理責任）</p> <p>会員には弊社から会員番号等（会員番号、ID）が貸与されます。この会員番号等は当該会員が有効期間の間、弊社からのサービスの提供を受ける際常時必要となります。したがって、会員は貸与された会員番号等について自己の責任で管理するものとし、第三者に貸与、譲渡、事実上利用させる行為、あるいは担保に提供する事などは行うことができません。</p> <p>また、会員番号、ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによる損害の責任は会員が負うものとし、弊社は責任を負いません。</p>	<p>第12条（会員番号等の管理責任）</p> <p>会員には弊社から<u>会員番号およびパスワード</u>が貸与されます。この会員番号等は当該会員が有効期間の間、弊社からのサービスの提供を受ける際常時必要となります。したがって、会員は貸与された会員番号等について自己の責任で管理するものとし、第三者に貸与、譲渡、事実上利用させる行為、あるいは担保に提供する事などは行うことができません。</p> <p>また、<u>会員番号およびパスワード</u>の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによる損害の責任は会員が負うものとし、弊社は責任を負いません。</p>

現 行	改 正 後
<p>第16条（会員資格の取消）</p> <p>会員が、次の各号の一つにでも該当する場合には、弊社はその会員資格を会員に事前に通知や催告をすることなく、一時停止または取り消すことができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.パスワード(会員番号)を不正に使用した場合 2.会費または有料サービスの利用料金を滞納した場合 3.入会申し込みにあたり虚偽の事項を弊社に届け出たことが判明した場合 4.第6条第4項及び第5項に該当することが判明した場合 5.廃業及び破産等法的整理をした場合 6.その他本会員規約に違反した場合 	<p>第16条（会員資格の取消）</p> <p>会員が、次の各号の一つにでも該当する場合には、弊社はその会員資格を会員に事前に通知や催告をすることなく、一時停止または取り消すことができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.<u>会員番号およびパスワード</u>を不正に使用した場合 2.会費または有料サービスの利用料金を滞納した場合 3.入会申し込みにあたり虚偽の事項を弊社に届け出たことが判明した場合 4.第6条第4<u>号</u>および第5<u>号</u>に該当することが判明した場合 5.廃業または破産等法的整理をした場合 6.その他本会員規約に違反した場合
<p>第17条（サービス提供の中断）</p> <p>弊社は、次の各号に該当するときは、会員に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.サービスの提供に用いるシステムの保守、点検、改修等を定期的に、又は緊急に行う場合に、又は緊急に行う場合 2.天災、火災、停電などの事態によりサービスの提供が出来なくなった場合 3.その他業務上やむを得ざる場合 	<p>第17条（サービス提供の中断）</p> <p>弊社は、次の各号に該当するときは、会員に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.サービスの提供に用いるシステムの保守、点検、改修等を定期的に、又は緊急に行う場合に、又は緊急に行う場合 2.天災、火災、停電などの事態によりサービスの提供が出来なくなった場合 3.その他業務上やむを得ない場合
<p>第18条（免責）</p> <p>弊社は、会員がサービスの利用に関して（前条の場合を含む）損害を被った場合においても、その原因の如何に関わらず賠償の責任を負いません。</p>	<p>第18条（免責）</p> <p>弊社は、会員がサービスの利用に関して（前条の場合を含む）損害を被った場合、<u>弊社に故意・重過失がある場合を除き</u>賠償の責任を負いません。</p>

改正日：2023年7月1日